

## 九州電力への質問とその回答

※枠内は、公開質問状で示した疑問点、【回答】は、九州電力からの回答

### 【疑問点1】

報告書によると、6月21日、副社長、原子力発電本部長及び佐賀支店長の三者は、「原子力発電に対する不安感の高まりなどの昨今の情勢から、同説明番組への意見投稿が、慎重派意見が中心となりそうなことを懸念し、相談の上、『発電再開に賛成する意見の投稿を増やすことが必要である』との認識を共有」したことを踏まえ、[原子力発電本部]と[佐賀支店]において、それぞれ部下に対して指示をしている。

[佐賀支店]においては、佐賀支店長は部下に「『賛成意見の投稿を増やすことが必要』との認識を伝え、具体的な対策を検討するよう指示」したとある。一方、[原子力発電本部]においては、副社長及び本部長は「原子力発電本部長に対して、賛意の参加者を増やすために、『当説明番組の周知』を指示」したとされている。

「賛成する意見の投稿を増やすことが必要」との「共有」の認識のもと、[佐賀支店]においては、それが伝えられ、[原子力発電本部]においては、あえて、それに触れられずに「当説明番組の周知」だけが指示されたのはなぜか。極めて不自然である。

### 【回答1】

副社長及び本部長は、共有の認識の元、原子力発電本部長に対して、賛意の参加を増やすために、「当説明番組の周知」を指示し、同部長はこれを受けて、具体的な方法を特定せず、番組周知を部下（課長級社員）に指示したものでございます。

一方、佐賀支店長は、部下（支店部長3名）に対して、「賛成意見の投稿を増やすことが必要」との認識を伝え、具体的な対策を検討するよう指示したものでございます。

なお、副社長、原子力発電本部長が、自らの指示に対する部下の具体的な行動についてのフォローを怠り、賛意の投稿要請の実態を把握していないことは、マネジメント及びガバナンス上問題であったと考えております。

### 【疑問点2】

原子力発電本部長から指示された課長級社員は、「当説明番組の周知」だけが指示されたにもかかわらず、協力会社へ要請したメールで「本件については、我々のみならず協力会社におかれましても、極めて重大な関心事であることから、万難を排してその対応に当たることが重要と考えております。」と書いており、6月21日の副社長以下「三者」の認識と同様の立場に立って、説明番組への「賛成意見」の投稿を要請している。課長級社員へも「三者」の認識が伝えられたのではないか。

### 【回答2】

原子力発電本部長から指示された課長級社員は、協力会社の原子力担当部長へ同番組の周知と、自らの判断で自宅パソコン等からの賛成投稿要請をメールで依頼したものです。

なお、課長級職員は、指示をした上司に対して具体的なメールでの投稿要請について報告を行っておらず、指示をした本部長も自らの指示に対する部下の具体的な行動についてのフォローを怠り、賛意の投稿要請の実態を把握していないことは、マネジメント及びガバナンス上問題であったと考えております。

### 【疑問点3】

11日の県議会特別委員会において、まつざき委員が、「自分が指示した内容と違うことを部下（課長級社員）が行っており、それが、県議会で問題として取り上げられたのであり、普通ならば、社に帰ってから、指示した部下に『どんなメールを送ったのか』と確認をするのではないかと質問したところ、原子力発電本部長は、「確認していない。」と答弁している。「声もかけていないのか。」と再度質問したが、「声をかけていない。」という答弁であった。どう考えても不自然きわまりない。

### 【回答3】

原子力発電本部長は、部下の課長級社員に対し、番組周知を指示することが協力会社や当社原子力部門社員等に対し、賛意の投稿を要請する行為につながり、説明番組に影響を与えることを全く認識していませんでした。そのため県議会でとりあげられた後も、自分では、説明番組の周知のみであったと思いこんでおり、調査を行なわなかったものでございます。

このことは、事実関係の十分な確認を行わず、今回の事象について看過しており、この問題の重大性に対する認識が欠落していたものと考えられます。

なお、このような対応を行った点についても、第三者委員会において、根本原因等について検証していただきたいと考えております。